

平成 27 年度二国間クレジット制度に係る実現可能性調査委託業務 公募要領

平成 27 年 5 月
環境省 地球環境局

事業の概要と目的

我が国は、途上国への優れた低炭素技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価し、我が国の削減目標の達成に活用するため、二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism：JCM）を構築・実施しています。

平成 25 年 1 月のモンゴルをはじめとして、これまでにバングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ及びサウジアラビアの 13 か国との間で JCM を開始するための二国間文書に署名しており（平成 27 年 5 月 25 日現在）、現在、他の途上国についても、様々な場を活用して協議を行っています。平成 25 年 11 月に発表された「攻めの地球温暖化外交戦略」においても、3 年間で署名国を倍増させるべくこれらの協議を加速させることや、JCM に基づくプロジェクトの形成を支援するべく、様々な支援方策を実施していくことが示されており、また、平成 26 年 9 月の国連気候サミットにおける安倍総理スピーチにおいても、JCM を着実に実施し、優れた技術を国際社会に広め、世界の削減に貢献する旨発言されています。

我が国が提案している JCM により、途上国における新たな排出削減事業の発掘と低炭素社会実現の支援を推し進めるためには、JCM のプロジェクトを着実に実現していくことが重要です。

このため、本委託業務では、JCM の下での実施が見込まれるプロジェクトを対象として、当該プロジェクトの実現に向けた実施計画・資金計画の立案及び当該プロジェクトに適用可能な方法論の予備調査を行うことを目的とします。

本調査の実施については、「平成 27 年度二国間クレジット制度に係る案件組成事業等の運営等委託業務」の委託先である（公財）地球環境センターが事務局を務めます。各種問合せは以下の事務局連絡先をお願いします。

公益財団法人地球環境センター 東京事務所調査事業グループ 担当：斉藤
住所：〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目 19-4 本郷大関ビル 4 階
TEL：03-6801-8860
E-mail：cdm-fs@gec.jp
URL：<http://gec.jp/jp/>

1. 調査の概要

(1) 調査内容

- JCM プロジェクトの実施に向けた具体的な資金計画、詳細設計、工事計画、運営計画、実施体制、MRV 体制等を立案すること。
- JCM 方法論の予備調査として、対象案件に適用が想定される方法論の開発に必要と考えられるデータの収集を行うこと。
- ホスト国の担当省庁等に対して、説明資料等を作成し説明すること。

(2) 調査対象国

気候変動枠組条約（UNFCCC）を批准しており、かつ、JCM の実施に可能性のある途上国とし、JCM を開始するための二国間文書に署名した国及び署名することに関する決定がなされた国を優先します。（平成 27 年 5 月 25 日現在）

モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、タイ

(3) 対象分野

エネルギー起源 CO2 削減に資する分野

(4) 調査期間

【モンゴル、ベトナム、インドネシア】

契約締結日から平成 28 年 2 月 26 日（金）を予定。

【その他】

契約締結日から平成 28 年 2 月 12 日（金）を予定。

(5) 調査費用

委託費の上限額は 1 件当たり概ね 1,000 万円（税抜）とします。なお、備品購入や設備設置等については対象経費として認められません。

2. 応募の条件

以下の（1）～（5）のすべての条件を満たすことのできる日本法人（登記法人）。

(1) 次の (a) ～ (c) のいずれかに該当すること。

(a) 民間企業

(b) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

(c) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

(2) 調査を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。

(3) 調査を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。

(4) 調査に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。

(5) 本募集要項の別紙に示す「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。

【共同提案による応募の場合の追加的応募資格】

- 2 者以上の者が共同で提案を行う場合は、主提案者（採択後代表幹事となる者）と共同提案者を明確にした上で、その主たる調査を行う者が一括して応募すること（本委託業務の受託者は、応募を行った者とする）。
- 主提案者、共同提案者のいずれも上記（1）～（5）を満たしていること。

3. 応募方法

(1) 応募書類の書式について

応募に当たり提出が必要となる書類は以下の (i) ～ (vii) の書類とします。応募書類の作成に当たっては、必ず各電子ファイルをダウンロードし、所定の様式に従って作成するようお願いします。応募書類に重大な不備があった場合は、本委託業務の選定対象外となることがあります。

- (i) 提案書（応募様式 1） ……………1 案件当たり 1 部
 - (ii) 提案内容（応募様式 2）（概要、詳細）
 - (iii) 経費内訳（応募様式 3）
 - (iv) 提案団体の概要（応募様式 4）
 - (v) 提案書の英文概要（Form 5）
 - (vi) 提案団体の参考資料（1 団体当たり 1 部）
 - (vii) 上記(ii)～(v)までの電子媒体 ……………1 案件当たり CD-R1 枚に収納
- } まとめて 15 部
(両面コピー、左上ホッチキス止め)

<留意事項>

- (ii)提案内容に記載した内容は、採択後に作成する特記仕様書及び実施計画書に反映することを想定しているため、その点に留意して作成すること。
- 応募書類は、(v)を除き、すべて日本語で記入すること。
- 応募書類は、記入要領に従い、必要項目について漏れなく記入すること。

(2) 公募説明会

本募集要項に関する公募説明会を東京で開催します。
詳細は「公募説明会について」を参照してください。

(3) 質問の受付及び回答

本公募に関する質問がある場合は、次に従い提出してください。

- 1) 提出期限：平成 27 年 6 月 2 日（火）午後 5 時 00 分まで
- 2) 提出方法：電子メールにて事務局宛に送付すること（電子メールの件名は「質問：H27 JCM 実現可能性調査」とすること）。
- 3) 回答方法：質問の受付終了後 1 週間程度で事務局のホームページに掲載する。

(4) 応募書類の提出期限及び提出方法について

- 1) 提出期限：平成 27 年 6 月 16 日（火）午後 3 時 00 分まで
- 2) 提出先：事務局
- 3) 提出方法：
 - 応募書類は、提出場所に持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）してください。ファックス及び電子メール（インターネット）での提出は認めません。
 - 応募書類の送付時に電子メールで事務局までその旨連絡してください。電子メールの件名は「H27JCM 実現可能性調査【団体名】」とし、本文中に団体名、調査名、担当者名及び連絡先を記入すること。複数の案件に応募される場合、電子メールでの連絡は一度にまとめてして頂いても構いませんが、それぞれの案件の調査名等が明確に分かるようにしてください。
 - 応募書類受付後、その旨を上記のメールに返信します。当方へ送付後、1 週間程度しても受領確認のメールがない場合、送付過程でのトラブルが考えられますので、電話にて事務局までお問い合わせください。
 - 受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募課題として受け付けません。また、応募書類受領後の記入事項の修正、再提出や差し替えは認めません。
 - 応募書類に不備がある場合には、応募が無効となる場合があります。

4) 提出された応募書類について

- 応募書類等は返還しません。
- 応募書類等は、採択審査のみに使用します。
- (v)提案書の英文概要は、応募された事業の概要をホスト国と情報共有するために、英文で最大2ページまでで作成いただくものです。(v)は、秘密保持に留意しつつ、選定の過程で当該ホスト国の政府職員に共有することがありうることを、あらかじめご了承ください。また、ホスト国から(v)について寄せられる質問に対して、回答の作成を依頼することがあります。
- 不採択となった応募書類等は、非公表とします。
- 審査の結果、契約相手になった者が提出した提案書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

4. 審査の実施

(1) 審査の方法

- 応募書類の内容について、事務局による「一次審査」を実施します。一次審査は原則として事前書面審査及びヒアリング方式で行います。ヒアリング審査は応募締切後2週間以内を目途に実施する予定であり、実施日程は事務局より通知します。なお、ヒアリングを実施しない場合もあります。
- 一次審査の結果を踏まえ、有識者・専門家で構成する公募審査委員会（以下「委員会」という。）により最終採択審査を行います（平成27年6月下旬を予定）。

(2) 採択要件

審査は、事務局及び委員会において実施し、「平成27年度二国間クレジット制度に係る実現可能性調査委託業務に係る提案書の評価基準表」に基づき、提出された提案書を採点し、総合評価点が高いものの中から、さらに調査対象国や対象分野も考慮し、予算総額の範囲内において選定し、契約候補者とします。

(3) 採択結果の公表

- 採択・不採択の結果については、応募団体宛（提案書に記載のある住所）に文書で通知します（平成27年7月上旬を予定）。合わせて、採択案件の調査名及び団体名を環境省から公表します。
- 採択／不採択の理由等についての問合せには、一切応じられません。

5. 事業の流れ（予定）

(1) 見積書の提出

採択された調査案件については、指定期日（採択公表の数日後を予定）までに、提案書記載の積算内訳を踏まえ、採択金額に基づいた見積書を提出していただきます。

なお、見積書は、契約締結時に提出いただく実施計画書添付の積算との整合性が求められるため、提案書作成段階から、実際の調査費用を勘案した上で作成するよう、心がけてください。

(2) 契約の締結

見積書の内容を精査した上で、調査費を調査実施団体と調整・合意後、委託契約を締結し、調査開始となります。契約期間は、1.(4)調査期間で示した期間とする予定です。

(3) 調査の実施

- 契約締結後から調査を開始していただきます。仕様書及び実施計画書に基づき、調査実施団体が主体となって、現地側と協力しながら調査を実施していただきます。
- 調査開始直後（原則1ヶ月以内）に第1回現地調査を実施していただき、現地側との折衝により実質的な調査に着手していただきます。現地調査を行った際には、現地調査終了後（帰国後）に現地調査報告書を提出していただきます（様式及び提出期限は別途お知らせします）。
- ホスト国政府（省庁）関係者にアプローチする場合（現地調査で訪問するアポを取るためのコンタクトも含まれます）は、事前に事務局の許可を得てください。
- 事務局では、ホスト国関係者と当該ホスト国の調査採択案件の進捗状況・結果について情報共有するためのホスト国協議会合（対象国：モンゴル、ベトナム、インドネシアを想定）を開催する予定です。対象ホスト国を調査対象とする調査実施団体に同会合への参加をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

(4) 結果の報告等

1) 調査実施期間中の調査結果の報告

- 概ね3か月に一度、調査内容及び進捗状況を取りまとめた進捗報告書を事務局に提出していただきます。また、これ以外にも環境省からの連絡に応じて、進捗を報告していただきます。
- 契約終了予定日までに最終成果物として、最終報告書及び調査報告サマリー（英文）を提出していただきます。
- 最終成果物は、国内外の関係者・事業者等の参考に供するため、ホームページで公表します。

2) 報告関連会合等への出席

以下の報告関連会合等に出席し、調査結果について報告していただきます。

- (a) 温暖化対策シンポジウム：平成28年1月下旬又は2月上旬を予定
- (b) ホスト国協議会合：平成28年2月上旬又は中旬を予定

(5) 調査終了後について

調査終了後の国際会議等でのアウトリーチを目的として、調査成果に関する資料の作成を行うことを想定していますので、そのための原稿作成について、協力をお願いする場合があります。

JCMプロジェクトの実現に向けての進捗状況等について、フォローアップ調査を行いますので、ご協力をお願いします。

(6) その他

委託業務経費の算出等に当たっては、「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」（<http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/notice/bp-ebcc.pdf>）に従ってください。委託費の適正処理がなされていない場合は、委託費としての計上が認められず、最終的にお支払いできなくなるので、ご注意ください。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。